

労働関係調整法第 37 条第 1 項の規定により、国鉄神奈川動力車労働組合執行委員長中村幸夫から、次のとおり争議行為を行う旨の通知が平成 29 年 8 月 30 日にありました。

平成 29 年 9 月 7 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 事件

組合員の解雇撤回、職場復帰の要求に関する件

2 日時

平成 29 年 9 月 10 日以後問題解決に至るまでの期間

3 場所

次の事業場における国鉄神奈川動力車労働組合の組合員が勤務する職場

事業場の名称	所在地
株式会社東日本環境アクセス小田原事業所	小田原市栄町 1 - 1 の 9

4 争議行為の概要

あらゆる形態の争議行為を実施する。